

「北海道法学プロジェクト」について

小 島 陽 介・南 健 悟

永 下 泰 之・吉 澤 卓 哉

(北海道法学プロジェクト事務局)

目 次

- 一 はじめに
- 二 研究の背景
- 三 プロジェクトの内容
- 四 今後の研究

一 はじめに

小樽商科大学商学部企業法学科では、平成26年度に、学科の多くの教員の賛同を得て、「北海道法学プロジェクト」を実施した（以下、小樽商科大学を「本学」、北海道法学プロジェクトを「本プロジェクト」という）。これは、本学の平成26年度「地（知）の拠点整備事業」地域志向型研究プロジェクトおよび同地域志向型教育プロジェクトの予算配分を受けて行った¹⁾。本稿は、本プロジェクトの背景および概要を紹介するとともに、今後商学討究に掲載されることになる本プロジェクトの成果となる各論稿への導入を示すものである。

1) 本プロジェクトの代表者は小倉一志教授、参加者は企業法学科から石黒匡人、片桐由喜、河森計二、多木誠一郎、林誠司の各教授、岩本尚禧、國武英生、小島陽介、小林友彦、永下泰之、坂東雄介、南健悟の各准教授ならびにアントレプレナーシップ専攻から吉澤卓哉教授である。事務局は小島、永下、南、吉澤と松浦ゆかり助手が務めた（区分ごとに五十音順）。

二 研究の背景

地方の小規模大学である本学は、商科系単科大学という性質から、これまでも経済・商業分野に関してはいわゆる「本^マ気^ジプロ」をはじめとして地域連携、地域への還元を視野に入れたプロジェクトを行ってきたところである。さらに、平成26年度にはミッションの再定義が行われ、「北海道経済の発展に貢献できる人材育成を目的とする教育プログラム（コース）を構築する」、「地域の課題解決・文化の発展に組織的に取り組む」という文言が挿入されるなど、本学の方向性として地域貢献がこれまで以上に強く打ち出されている。

そのような中で、企業法学科としてできることはないかという問題意識から、本プロジェクトは始まった。法律は中央にある国会で制定される全国一律のルールであることから、これまでではどちらかという「地域貢献」というテーマにはあまり関わらないものであるように思われてきた²⁾。しかし、「法律」は全国一律であっても、それを使う「人」は固有の文化、歴史を背景としたそれぞれの地域に生きている。このことは、自ずと法律の「使われ方」や「受け止め方」が地域によって大きく異なり得ることを示している³⁾。例えば、賃貸借契約という法律行為を取ってみても、地域によって礼金を取る所と取らない所があり、更新料の定めについても大きな差がある。北海道には「冬期解約条項」という独特のシステムがみられる（後述する第4回研究会を参照）。このように、地域により法律の使われ方が異なるということは、ある地域特有の法的紛争が生じうること、また、全国共通の法規範を巡る法的紛争であったとしても、その解決となる法解釈が地域の特性に応じてなされ得ることを導く⁴⁾。そのよう

2) むしろ、地域ごとの柔軟で特色ある取り組みを阻害するものとして受け取られることすらあった。

3) 同時に、特に民事法・商事法分野では、法律の適用において地域性が出ることを必ずしも否定していない（法の適用に関する通則法3条参照）。商慣習が民法の規定に優越する（商法1条2項）のも、このことを示している。

4) 例えば、法律学者が持つ「感覚」として、北海道では憲法訴訟が多いというものがある。それが事実かどうか、また事実として、その背景にあるのは何かということも、本プロジェクトの研究対象となる。

な地域特性を前提とした法的紛争やその解決法を研究する（以下、便宜上「地域法学」という）ことにより、そうした紛争を未然に防止し、また地域に根差す人たちの満足を得られる紛争の解決を図ることができる。その成果を講義やゼミなどを通じて学生に伝えることにより、地域に応じた法的問題を適切に解決できる人材を育成することができる。このようにして地域に還元していくことを目標として、本プロジェクトは開始されたのである。

三 プロジェクトの内容

1 総説

本プロジェクトは、「研究」と「教育」の二本柱で行われた。もっとも、この2つは相互に関連するものであり、行われる内容も類似しているところがある。そのため、以下では特に必要があるときのみ両者を区別して表記することとする。

前述した通り、これまで法律学は全国的に確立された法体系をどのように運用、解釈するかを主な対象としてきたため、地域法学に関する研究の蓄積は十分なものではない。一方、法社会学の分野では、これまでにも地域ごとの慣習法等を対象とした研究が行われてきた（後述する第3回研究会参照）。また、地域法学の取り組みを進めているところも、沖縄など少ないながら存在する（後述する第6回研究会参照）。このことから、本プロジェクトの内容としては、まずは①法社会的知見や先行する地域法学の取り組みを参考に、地域特性のある法的紛争研究の研究手法を確立することが挙げられる。そのうえで、②法的紛争がどのような文化的・経済的背景に基づくものであるかを認識するためにヒアリング調査を行い、③北海道特有の法的紛争とはどのようなものであり、実際に訴訟となった場合にそれがどのように解決されているのかを考察する。教育プロジェクトでは、以上のような研究の成果を教育に還元するために、④各ゼミにおいてアクティブ・ラーニングやブレンディッド・ラーニングの手法などを用いて専門的な検討を加えるほか、⑤非法学部生である本学の学生が将

来地域の問題を解決するために必要な法的素養を涵養するための学習教材を作成することが柱となる。

2 北海道法学研究会

本プロジェクトでは、これまで参加教員が必ずしも親しんでこなかった法社会学的知見や北海道における法的問題の現実についての知識を導入することが必要であるため、毎月研究会を開催し、各方面からのゲストを招いて知見の吸収を行った。以下では、その概要を紹介する。なお、開催場所は第1回と第6回を除いて小樽商科大学札幌サテライトである。

① 第1回研究会（2014年10月1日：小樽商科大学内で開催）

第1回であり、研究の方向性について参加教員間で共通のイメージを描くことを目的に、本プロジェクトの趣旨に沿うと思われる北海道の法的紛争に関する各人の知識を持ち寄るブレインストーミングを行った。

② 第2回研究会（2014年11月18日開催）

牧口準市弁護士（成蹊総合法律事務所）を招き、「明治期北海道の司法」をテーマにご講演をいただいた。牧口氏は北海道開拓以来の民事・刑事・行政にわたる司法制度史に造詣が深く、氏の研究は『開拓使時代の司法』（北海道出版企画センター・2012年）など多数の著作に記されている。研究会では、裁判所の開設順序など北海道における司法制度の確立の歴史のほか、過去北海道が舞台となった事件について議論が行われ、本プロジェクト研究の方向性について大きな示唆を受けた。

③ 第3回研究会（2014年12月16日開催）

北海道大学大学院法学研究科助教（法社会学専攻）の橋場典子氏を招き、「法社会学における『地域社会』研究」をテーマに議論した。法テラス本部での勤務経験もある橋場氏の報告は、法社会学が「地域社会」を主題に置い

て研究を進めている背景を踏まえ、地域社会におけるリーガル・ニーズを司法アクセスの観点から読み解き、北海道における司法アクセスの向上ならびに人材確保についての問題提起を行うものであった。その後活発な議論が交わされ、本プロジェクトにおける研究手法の獲得に寄与した。

④ 第4回研究会（2015年1月13日開催）

北海学園大学法学部准教授（民法）の内山敏和氏を招き、「賃貸借契約におけるいわゆる冬期解約条項について——ホクネットにおける申入れ活動から見えてくること——」をテーマにご講演をいただいた。「冬期解約条項」とは、冬期（概ね11月から2月）に住居の賃貸借契約を解約する場合に敷金の不返還または違約金の支払いを定める、北海道（特に札幌市）独特の契約条項である。研究会では、内山氏が理事を務めるホクネット（消費者支援ネット北海道）による、賃貸事業者への同条項の廃止の申入れ活動が紹介された後、同条項の妥当性について活発な議論が交わされた。まさに北海道特有の法律紛争の存在およびその解決に向けた活動に触れることで、本プロジェクトへの大きな参考となった。

⑤ 第5回研究会（2015年2月24日開催）

北海道大学大学院法学研究科教授（民法）の吉田邦彦氏を招き、「アイヌ民族に関する民法的諸問題」をテーマに議論した。研究会では、和人がアイヌ民族に対して執ってきた各種の政策や和人とアイヌ民族との間で生じた紛争などの歴史が、写真など多くの資料と共に詳細に紹介された後、土地などを収奪されたアイヌ民族に対してどのように「補償」を行うべきか、和人とアイヌ民族との間の関係修復をどのように図っていくべきかなど、多様な観点から活発な議論が交わされた。北海道開拓の歴史を踏まえた解決が必要であるという問題意識が示され、本プロジェクトへの大きな示唆になった。

⑥ 第6回研究会（2015年3月5日：小樽商科大学内で開催）

沖縄国際大学法学部講師（憲法）の西山千絵氏を招き、「沖縄の法的課題と現状について—『沖縄法学』の一断面」をテーマに議論した。研究会では、島嶼県である沖縄の地域的特殊性に起因する法的問題、米軍基地に付随する諸課題と各種の訴訟、そして、伝統的な格差（階級）の社会に起因する問題について紹介され、活発な議論が交わされた。沖縄における法的問題は、第二次世界大戦後の政策や伝統的慣習による法的問題が発生しており、そのことを踏まえた法的解決が望まれていることが示され、北海道法学の比較対象としての沖縄法学について一定の理解を得ることができた。なお、沖縄は地域法学研究における先駆であり、多数の関連著作がすでに出版されている。

以上の研究会では、毎回本プロジェクト参加教員の多くの出席を得て活発な議論が行われ、本プロジェクト遂行に大きな役割を果たしている。

3 ゼミにおけるヒアリング調査

教育プロジェクトでは、北海道における法的紛争の実際に教員と共に学生が触れることにより、専門教育の効果が挙がることが期待されることから、ゼミにおける実地調査が行われた。以下では、その概要を紹介する。なお、これらについては、後日本誌に詳細なレポートが掲載される予定である。

① 天売島・羽幌沿海フェリー（南ゼミ）

2014年11月21日から23日にかけて、苫前郡羽幌町にて、天売島の離島振興及び離島航路について、離島振興法や海上運送法と関連して⁵⁾、天売島での住民及び、羽幌町にて羽幌港～焼尻港～天売港を結ぶ羽幌沿海フェリー株式会社にてヒアリング調査を行った。同ヒアリング調査においては、まず、離

5) 近時の離島航路の政策について論じた文献として、長谷知治「離島航路を巡る環境変化と政策」海事交通研究61集（2012年）45頁がある。

島である天売島の事情，特に物流に関する問題について伺った。加えて，羽幌沿海フェリー株式会社にて，同社の歴史や事業展開について説明をいただき，また冬期間の運航体制に関する事情についても伺った。同ヒアリング調査では，羽幌町出身の学生等も同行し，天売島及び羽幌沿海フェリーでのインタビュー調査を通じて，離島振興・離島航路に関わる法制度と実際の現場での状況を知り，一定の教育的効果を挙げる事ができた⁶⁾。

② 旭川市役所（坂東ゼミ）

2014年12月26日に，旭川市役所に行き，旭川市国民健康保険料事件（最大判平成18年3月1日民集60巻2号587頁⁷⁾）について，旭川市役所がどのような対応をしたのかを中心にインタビューを行った。インタビューには，実際に訴訟に関わったK氏を中心に，N氏，I氏も同席していただき，国民健康保険制度の概要及び問題点，原告とのやりとり，当時の市役所の雰囲気などについて詳細に説明していただいた。インタビューの質問事項の作成，実際のインタビュー，連絡，文字起こしなどについて，3年次ゼミ生（インタビュー当時）である2名の学生が協力し，市役所とのやりとりを通じて，一定の教育効果を挙げる事ができた。

③ 旭川市内（永下ゼミ）

2015年1月19日，親子関係不存在確認請求事件（最判平成25年7月17日判時2235号14頁【旭川ケース】⁸⁾）において上告代理人を務めたK氏にインタ

6) なお，同行の学生が本ヒアリング調査をまとめ，卒業論文として提出している。

7) いわゆる保険料方式を採用する旭川市の国民健康保険制度につき，租税法律主義を定めた憲法84条の適用があるかが争われた。旭川市では，保険料率の決定ならびに賦課総額を旭川市長が告示の方式で公示するよう条例で定めていたが，これは背後に議会による民主的統制が及んでいるとして，最高裁は憲法84条に反しないと判示した。

8) DNA鑑定の結果，子と法律上の父との間に生物学上の血縁関係がないことが明らかであり，かつ，すでに子は生物学上の父と新たな家庭を築いている場合に，法律上の父との間の親子関係が存在しないことの確認を求める訴え（親子関係不存

ビューを行った。同インタビューでは、上記訴訟に至った経緯や背景事情など、裁判所の事実認定からは必ずしも明らかではない点について説明いただいた。また、上記訴訟は、最高裁判決が出されたため一応の決着はついたものの、上記訴訟に関連する事柄（面接交渉）は依然として継続していることを伺い、実際の事件の複雑さを垣間見ることができた。なお、上記訴訟については、後述「北海道判例集」に掲載した他、判例評釈として公表した⁹⁾。

4 北海道判例集

今後本学が北海道地域の発展に貢献できる人材を生み出していくためには、学生が北海道における法的紛争について理解し、その解決のための方向性を描くことのできる教育を施すことが求められる。そのためには、学生が法律について今以上に親しむことが必要である。馴染みのある地域で発生した事件を話題とすることは学生の興味を引くものであり、上述の目的に資する教育となる。このことから、教育プロジェクトでは、1年次配当科目「法学」の副読本として活用されることを想定した「北海道判例集」の作成を行った。これは、北海道が舞台となった事件や北海道特有の法的問題を含む事件について、プロジェクト参加教員がわかりやすく解説したものである。

北海道判例集には、本プロジェクト参加教員のうち10名¹⁰⁾の手による28の事件の解説が掲載され、2015年3月25日に発行された。

在確認の訴え)が認められるかにつき争われた事件である。最高裁は、上記事情が認められたとしても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではなく、民法772条による嫡出推定が及ばなくなるものとはいえないとして、親子関係不存在確認の訴えを退けた。

9) 永下泰之「DNA鑑定結果に基づく親子関係不存在確認請求の許否」商学討究65巻4号(2015年)281頁。

10) 北海道判例集の参加教員は、岩本、小倉、片桐、河森、國武、小島、永下、坂東、南、吉澤である(五十音順)。

四 今後の研究

2014年8月1日に採択された本プロジェクトは、2015年3月31日をもって2014年度本学COC事業としての研究期間が終了した。しかしながら、「北海道法学」の研究はまだその緒に就いたに過ぎない。先に概要を紹介した研究会で得られた法社会学的知見や北海道における法的紛争の実際を踏まえ、今度はこれを一般化し、法の理念に沿いかつ現実的にも実施可能な解決策を提言し、またそれを実践していける人材を育てなければならない。そのため、今後も研究会を開催し、実地調査も含めて多くの人に話を聞き（学生にも勉強させ）、また判例集も継続して配布するなど、研究資金を確保したうえで、さらに研究を進める予定である。